

「不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令案の概要」に関する意見募集の結果について

法務省民事局民事第二課

令和4年12月7日（水）から令和5年1月10日（火）まで、「不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令案の概要」に関する意見の募集を行いましたところ、提出者単位で3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり公表します。

なお、本件に直接関係がない御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

おって、本件に係る省令案は、「不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令」として、令和5年2月13日（月）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令案の概要に賛同します。 同手続は、所有者不明土地問題の解消の一助となるものと思料します。	本省令案への賛同意見として承ります。
2	省令案の概要第3の1には「前記第2の2①から③までに掲げる登記の申請は、不動産登記令第4条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記ごとに、一の申請情報によってすることができるものとする。」とあるが、「前記第2の2①から③」ではなく、「前記第2の2④または⑤」ではないか。「前記第2の2③」は登記名義人の氏名や住所の変更であり、これは現行法で、規則35条8号により、目的や原因が同一でなくても一括申請が可能であり、被代位者において一括申請可能なものは、代位者もできるはずである。 また、省令案の概要第3の3において、機構が既登記の農地の所有権移転登記を申請する場合、目的や原因が同一でなくても一括申請ができるとされているが、それに対応して、必要な場合の代位登記についての一括申請の規定がなければ、目的の登記が一括申請可能でも、前提として必要な代位登記が一括申請不可という状態になっていると思われる。このため、冒頭のよう	省令案の概要第3の1の規定（以下「本規定」といいます。）は、一の申請情報によってすることができる対象について、不動産登記規則第35条第8号の対象とは異なり、同一の登記名義人についての登記に限定しておらず、同号とは別に本規定を設ける必要があることから、原案のとおりとさせていただきます。

に、「前記第２の２①から③まで」とい う部分は、「前記第２の２④または⑤」 が正しいのではないかとと思われる。
